

県内工事

平成24年度 徳島市水道局  
競争入札参加資格審査申請書提出要領

徳島市水道局が発注する工事の請負契約に係る入札に参加を希望する者は、次のとおり競争入札参加資格審査申請書を提出してください。

この要領は、県内に本社、または本店を有する業者が対象です。

- 1 受付期間 平成24年1月16日（月）～平成24年1月27日（金）  
（土・日・祝日を除く）  
受付時間：午前9時～午後4時30分（正午から午後1時までの時間を除く）
- 2 提出方法 持参のみ（郵送は受付しません）
- 3 有効期間 平成24年6月1日～平成25年5月31日【1年間】
- 4 提出書類 次のとおり提出してください。

① 提出書類（A4サイズ）及び提出部数一覧表

No.	提出書類名	提出部数	
(1)	一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書 [徳島県様式第1号]	1部	
(2)	登記事項証明書（法人）、または身分証明書（個人）（写し可）		
(3)	印鑑証明書【原本】		
(4)	使用印鑑届【原本】 【徳島市指定様式第7号】		
(5)	納税証明書（国は未納無し。県・市は直前1年間分）（写し可）		
(6)	建設業許可通知書（写し）		
(7)	工事経歴書（直前1年間分）（写し）		
(8)	建設業労働災害防止協会加入証明書（写し可）		
(9)	労災保険料納付済証明書（徳島労働局発行のもの）（写し可）		
(10)	社会保険料納入証明（確認）書（写し可）		
(11)	厚生年金基金制度導入を証明する書類（加入事業所のみ）（写し可）		
(12)	主たる営業所の位置図と写真		
(13)	技術職員数調 【徳島市指定様式第1号】		
(14)	アドプト事業報告書 【徳島市指定様式第9号】		
(15)	経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書（写し） （以下「総合評定値通知書等」という。）	2部	
(16)	特殊機械所有状況等報告書【徳島市指定様式第10号】 ア ほ装工事（アスファルトフィニッシャー等） ※ほ装工事関係調査表も添付すること イ 道路区画線工事（ニーダー車等） ウ 機械器具設置工事（クレーン設備等） ※クレーンの設置に関する書類も添付すること エ 法面処理工事（モルタルコンクリート吹付機等）	提出書類とは <u>別に綴じる事</u>	1部

② 提出書類の注意事項

提出書類は、徳島市（土木政策課）へ提出する書類と同じです。ただし、宛名は徳島市水道局長宛、業者カード及び80円切手は不要です。

各証明書類は別に定めるものを除き、申請書提出時の **直前3ヶ月以内** の発行のものとし、鮮明であれば写しでもかまいません。ただし、印鑑証明書及び使用印鑑届は原本を提出してください。

別に定めるものを除き、**経営規模等評価及び総合評定（以下「経営審査」という。）の審査基準日**をもって記入してください。

申請書及びその添付書類に虚偽の記入をした者は、競争入札に参加できなくなるので、必ず事実に基づいて記入してください。

提出様式は建設工事に係る [徳島県様式]、【徳島市指定様式】を使用してください。

（【徳島市指定様式】はホームページよりダウンロードできます。）

③ 各提出書類の説明

(1) 競争入札参加資格審査申請書 [徳島県様式第1号]

- ・ 「平成 年度において、 で行われる」の空白部分については、「平成24年度において、徳島市水道局で行われる」と記入してください。
- ・ 「年月日」の欄には、この申請書を提出する日を記入してください。
- ・ 「郵便番号」の欄には、主たる営業所（本店）の所在地の郵便番号を記入してください。
- ・ 「商号又は名称」の欄で、株式会社等の法人の種類を表す文字については、下記の表の略号を用いて記入してください。フリガナは不要です。

種類	略号	種類	略号	種類	略号	種類	略号
株式会社	(株)	有限会社	(有)	社団法人	(社)	協同組合	(同)
財団法人	(財)	合資会社	(資)	合名会社	(名)	協業組合	(業)
企業団体	(企)						

- ・ 「代表者氏名」の欄での氏名（フリガナを含む。）については、姓と名との間を1文字あけてください。（印）は使用印または実印のどちらを使用してもかまいません。
- ・ 「電話番号」及び「FAX番号」の欄は、**必ず主たる営業所の所在地（本社・本店）の番号**を記入してください。
- ・ 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、この申請書の提出日現在取得している建設業の許可について記入してください。なお、許可業種ごとに許可年月日が異なる場合は、それぞれの許可年月日を記入してください。
- ・ 「主たる営業所の所在地」、「商号又は名称」、「役職」、「代表者氏名」及び「電話番号」が総合評定値通知書等と異なる場合は、別に競争入札参加資格審査申請変更届を提出してください。ただし、既に変更届を提出済みの場合については不要です。

(2) 登記事項証明書（法人）、または身分証明書（個人）

- ・ 法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は身分証明書を提出してください。
- ・ 登記事項証明書は、提出日時点で添付できる最新の内容の書類を提出し、その他の書類も、提出する登記事項証明書の内容にあわせて記入してください。

- ・ 登記事項証明書の内容に変更があり、変更後の内容が記入された登記事項証明書が事務手続き上、受付期間内に提出できない場合は、変更前の内容の登記事項証明書を添付し、その他の書類も登記事項証明書の内容のとおり記入して提出し、変更後の登記事項証明書が取得できしだい、早急に変更届を提出してください。

(3) 印鑑証明書

**原本** を提出してください。(申請日 直前3ヶ月以内 のもの)

(4) 使用印鑑届【徳島市指定様式第7号】

- ・ **原本** を提出してください。(記入内容が同様であれば貴社の様式で可)
- ・ 実印の欄に印鑑証明書に登録されている印鑑を、使用印の欄に使用印として登録する印鑑を押印してください。届出日、住所、商号又は名称、代表者の欄は必ず記入のうえ、実印又は使用印のいずれかを押印してください。
- ・ また、使用印鑑に登録しない場合についても、実印及び使用印の欄に印鑑証明書に登録されている印鑑を押印してください。

(5) 納税証明書

- ・ 国税は、次の最新の納税証明書を提出してください。
- ・ 都道府県税、及び市町村税は 直前1年間分 の事業年度分を提出してください。
- ・ 納税証明書は本店の証明書のみ提出してください。本店以外の営業所等の証明は必要ありません。
- ・ **未納があれば、受付できません。**

ア 国税

法人：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」

個人：「所得税」及び「消費税及び地方消費税」

※消費税及び地方消費税については、消費税課税業者のみ必要

※「未納でない」ことの証明（法人は様式(その3-3)、個人は様式(その3-2)に限る）

イ 都道府県税

法人：「法人都道府県民税」及び「事業税」

個人：「所得都道府県民税」及び「事業税」

※個人都道府県民税の納税証明書の発行は市町村（東京都を除く）になります。

※「未納でない」ことの証明でも結構です。

ウ 市町村税

法人：「法人市町村民税」及び「固定資産税」

個人：「個人市町村民税」及び「固定資産税」

※固定資産税については社屋等を所有している場合のみ必要

(6) 建設業許可通知書

- ・ 申請日現在の許可状況と一致する通知書の写しを提出してください。
- ・ 許可証明書の写しでもかまいません。
- ・ 現在申請中の場合は、建設業法施行規則第2条第1号に定める別記様式第1号（別表含む。）で申請日直近のもの（受付印のあるもの）の写しを提出してください。

(7) 工事経歴書

経営審査申請書に添付した工事経歴書（**直前1年間分**）の写しを提出してください。

- ア **交通安全施設工事**の実績がある場合 土木一式工事の中に付箋等をつけてください。
- イ **空調工事**の実績がある場合 管工事の中に付箋等をつけてください。
- ウ **浄化槽設置工事**の実績がある場合 管工事の中に付箋等をつけてください。  
（ただし、徳島県の特例浄化槽設置工事業者として登録していること。）
- エ **道路区画線工事**の実績がある場合 塗装工事の中に付箋等をつけてください。  
（ただし、道路区画線工事に必要な機械を保有していること。）
- オ **法面処理工事**の実績がある場合 とび・土工・コンクリート工事の中に付箋等をつけてください。  
（ただし、法面処理工事に必要な機械を保有していること。）

(8) 建設業労働災害防止協会加入証明書

土木一式工事及び建築一式工事を申請する場合

直近の経営審査を受審した際に提出した証明書の写しでも可

(9) 労災保険料納付済証明書（徳島労働局発行のもの）

元請工事がなく全工事下請工事のため労災保険料の納付の必要がない業者については、徳島労働局発行の「**労働保険（労災保険）未加入確認書**」を提出してください。

（様式は徳島県提出のものと同様とします。）

(10) 社会保険料納入済証明（確認）書（未納がないことを証明したもの）

ア 社会保険の強制適用事業所（法人及び従業員5人以上の個人事業所）

- ・ 年金事務所発行の社会保険料納入証明書を提出してください。
- ・ 社会保険料納入証明書の代わりに「社会保険料納入確認書」を添付していただいても結構です。
- ・ 健康保険の適用除外申請をしている事業所は、これに換えて、所属する国民健康保険組合発行の健康保険料納入証明書を提出してください。

イ その他の個人事業所（事業主のみ）

- ・ 所属する国民健康保険組合または市町村発行の国民健康保険料（税）納入証明書を提出してください。
- ・ 事業主が世帯主でない場合は、国保世帯主の納入証明書を提出してください。

(11) 厚生年金基金制度導入を証明する書類

厚生年金基金（厚生年金基金の種類は問いません）加入事業所については、当該厚生年金基金加入証明書、加入認定書もしくは当該厚生年金基金の標準報酬月額決定通知書（加入者全員が記入されたもの）等、厚生年金基金の加入を証明できる書類を添付してください。

(12) 主たる営業所の位置図と写真

ア 位置図

- ・ 主たる営業所を赤色で表示した住宅地図を提出してください。

イ 写真

- ・ 位置図に示した主たる営業所の内部及び外観の写真を台紙（A4のサイズであれば、様式は問いません。）に貼付してください。
- ・ 内部の写真は事務所内部の全体の状態が分かるものが必要です。
- ・ 外観の写真は建物全体の写真と入口周辺（玄関）の写真の2種類が必要です。

(アパート等の集合住宅の場合は、その建物全体を撮影してください。)

- ・ 機械器具・保管資材の写真 (保有している場合) も必要です。
- ・ 写真はカラーに限ります。ピンボケ写真等の内容の不鮮明な写真は不可です。

(13) 技術職員数調【徳島市指定様式第1号】

- ・ 最新の経営審査の審査基準日時点の技術職員に関して記入してください。
- ・ 経営審査の後に退職された技術職員については備考欄に 退職 と記入してください。
- ・ 技術職員数調の記入については記入例を参考にしてください。

(14) アドプト事業報告書【徳島市指定様式第9号】

徳島市、徳島県、国が実施している土木施設に関するアドプト事業(「みちピカ事業」等)に企業として参加している場合のみ提出してください。

認定書の写しも提出してください。

【有効期間が終了している場合は、活動計画書と活動報告書も添付すること】

※徳島市指定様式で提出してください。

(15) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書

A4サイズで2部(1部はつづり、もう1部はクリップでとめる)提出してください。

※経営審査の基準日が 平成22年10月1日～平成23年9月30日 の期間で申請日の直近のもの写しを提出してください。

(16) 特殊機械所有状況等報告書【徳島市指定様式第10号】

ほ装工事、道路区画線工事、機械器具設置工事、法面処理工事を希望する場合は、特殊機械所有状況等報告書 を提出書類とは別に綴じて提出してください。

写真を台紙(A4サイズであれば、様式は問いません)に貼付して提出してください。

車検証及び特定自主検査記録表(報告書)の写しも台紙に貼付して提出してください。

※ほ装工事については、ほ装工事関係調査表も提出してください。

※表紙は、徳島市指定様式で提出してください。徳島県と違い、機械器具設置工事を希望する場合も提出してください。

④ 提出書類のつづり方

提出書類一覧を順番にしてホッチキスで綴じて提出してください。ファイルは不要です。

総合評定値通知書等の写し(2部のうち1部)は綴じずにクリップ等で留めて提出してください。

【問い合わせ先】

〒770-0847 徳島市幸町2丁目5番地

徳島市水道局 総務課契約係

電話:(088)623-2092

この要領・提出様式等は徳島市水道局ホームページにも掲載されていますのでご覧ください。

水道局ホームページアドレス <http://www.suido.tokushima.tokushima.jp/index.html>

(メニュー「契約情報」内の「競争入札参加資格審査申請」)